

議 事 録

会 議 名	令和5年 第8回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和5年8月25日(金)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 中村 基寛 委員：2番 金子イツ子 3番 市川幹雄 4番 五島 修一 5番 福岡 喜輝 6番 三澤伸喜 7番 相田 孝 計7名 農地利用最適化推進委員 南部地区：川島博英 中部地区：露木武光 計2名		
欠席委員	1番 大久保泰明		
農業委員会事務局	事務局長：西島雄一 副主幹：渡辺和宏 主査：前田大樹 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人			
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第3 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第4 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和5年第8回定例総会を開会いたします。欠席委員は1番1名です。出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、農地利用最適化推進委員が2名出席しております。本日の議事録署名人に、3番と4番を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号53号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号53号を朗読)</p> <p>(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端地域内にある農業振興地域内農地1筆の一部で、転用事業の内容は、西側隣地の宅地と合わせて店舗及び駐車場を整備する計画です。食料品や日用品等の販売業を行っている譲受人が、当該地周辺で適地を探していたところ、前面道路の車両交通量が多く、高速道路のインターに近接していることから、長距離、中距離ドライバーの休憩施設としても最適な当該地について、譲渡人との間で賃借権設定の合意があり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。許可の基準としては、原則許可となります。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員である7番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7 番：事務局職員と現地調査しました。もともと牛舎があった場所で現況は更地となっています。藤沢大磯線沿いにある場所で、付近に農地に影響はないと考えますので問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(2番挙手)</p>		

2 番：当該地は圏央道の寒川南インターの出入り口の近くですか。
7 番：当該地は、産業道路と藤沢大磯線の二本松交差点の東側で、銀河大橋に向かって左側の道沿いです。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号53号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号53号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号54号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号54号を朗読)

(説明) 当該地は宮山地区にある農用地域内の農地3筆で、現況は畑です。令和2年に利用権設定され1回目の更新です。期間については3年間で、借り手はトラクターや管理機などを保有しており当該地で実績があります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：8月18日に事務局職員と現地確認をしました。現地はきれいに管理されており、現状マルチがひいていて、ブロッコリーの苗が植えられていました。更新ということもあり問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号54号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号54号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。次に日程第3、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告番号74号から78号の5件、以上、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局：農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり5件届出がありました。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(6番挙手)

6 番：報告番号74号について、当該地は、敷地の半分くらいは以前より住宅が建っていたと思いますが、そこについても農地のままだったということでしょうか。

事務局：当時住宅が建築される際に必要だった農地転用の届出が、提出されていなかったと考えられます。市街化区域内につきましては、他にもこのように事例が少なくないと考えられますが、今回のように所有権の移転等の発生により届出が提出されて初めて状況を把握しているのが現状です。

(2番挙手)

2 番：譲渡人の住所が町外ですが、相続等で当該農地を取得したのでしょうか。

6 番：相続での取得だと思いますが、詳しくはわかりません。

会 長：よろしいでしょうか。他に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。次に、日程第4、農業経営基盤の強化の促進

	<p>に関する基本的な構想の変更について、議案番号55号を上程いたします。 事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号55号を朗読)</p> <p>(説明) 当案件については、別添にありますとおり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、農業経営基盤強化促進法第6条第4項、同施行規則第2条に基づき、町部局が農業委員会に意見聴取するものです。詳細については、農政課より説明させていただきます。</p> <p>(農政課より説明)</p> <p>会 長：ただいま説明ありました案件について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは当案件については、意見なしとして意見書を町長に送付いたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和5年第8回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和5年第8回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 市川 幹雄 議事録署名人 五島 修一

本議事録は、令和5年9月25日、承認・署名を得て確定しました。